ILO「2019 年暴力・ハラスメント条約(第 190 号) 及び付随する同名の勧告(第 206 号)が採択されました

^^^^^^^

ILO(国際労働機関)が「2019年暴力・ハラスメント条約(第190号)」及び付随する同名の勧告(第206号)を採択しました(2019年6月21日)。

暴力やハラスメントの発生場所に関しては、職場内のみならず休憩場所や出張中、研修中、通勤中、通信コミュニケーションの過程などを含むと規定され、対象については契約上の地位に関わらずあらゆる労働者(研修中の人やインターン、見習い実習生、雇用契約が終了した労働者、ボランティア、休職者、求人広告への応募者なども含む)とされています。

国内で2019年5月29日に成立したパワハラ防止法(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」)は、パワハラ行為を直接禁止するものではありませんでしたが、ILOのこの条約は批准国を法的に拘束しますので、パワハラ行為自体を禁止する上で大きな決定となりました。

(参考)

第 108 回 I L O総会閉幕:画期的な条約、宣言などを採択https://www.ilo.org/tokyo/information/pr/WCMS_711458

International Labor Conference

https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---relconf/documents/meet ingdocument/wcms_711570.pdf